

サンライフえさし指定通所介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人青樹会が開設するサンライフえさし指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定（地域密着型）通所介護及び奥州市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものに限る。以下「指定（地域密着型）通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態若しくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定（地域密着型）通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の事業従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 サンライフえさし指定通所介護事業所
- (2) 所在地 岩手県奥州市江刺愛宕字力石552番地5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）
管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 サービスの提供時間数に応じて1人以上配置
生活相談員は、指定（地域密着型）通所介護等の利用の申込みに係る調整、（地域密着型）通所介護計画、介護予防通所介護計画又は第1号通所事業に係るサービス計画（以下「（地域密着型）通所介護計画等」という。）の作成等を行う。また、利用者に対し、日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- (3) 介護職員 単位ごとに専従で常時1人以上配置
介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護、健康管理その他必要な業務の提供にあたる。
- (4) 看護職員 単位ごとに1人以上配置
看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護、健康管理その他必要な業務の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員 単位ごとに1人以上配置

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービスの提供は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1単位18人とする。

(指定(地域密着型)通所介護等の内容)

第7条 指定(地域密着型)通所介護等の内容は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン(以下「居宅サービス計画等」という。)に基づき、次の各号に掲げるサービスを提供する。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護その他必要な身体介護を行う。

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身その他必要な入浴の介助を行う。

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助その他必要な食事の介助を行う。

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(5) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、仲間づくり、老いや障がいの受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

(6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

(7) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用料等)

第8条 指定（地域密着型）通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び関係市町村が定める基準によるものとし、当該指定（地域密着型）通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

- 2 保険給付の自己負担額を、別表に定める利用料金表により支払を受ける。
- 3 食費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、奥州市の区域とする。

(相談・苦情対応)

第10条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定（地域密着型）通所介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
- 3 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定（地域密着型）通所介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等の対応方法)

第13条 事業従事者は、指定（地域密着型）通所介護等の提供中に利用者の体調や容態の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定（地域密着型）通所介護等を提供中に天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等の措置を講じるとともに、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、飲用水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第16条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、医療法人青樹会就業規則に定める罰則をもって処する。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、指定（地域密着型）通所介護等の提供中に、事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第18条 事業所は、指定（地域密着型）通所介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第19条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

4 事業従事者に対し、感染症予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的を実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第20条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第21条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（地域密着型）通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

(1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、事業所従事者の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

3 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、医療法人青樹会介護老人保健施設サンライフえさしと共同で行う「運営会議」において定めるものとする。

附 則

1 この規定は、当事業所に入出入りする全てのものに適用する

2 この改正規定は、平成19年12月1日から施行する。

3 この改正規程は、平成27年10月1日から施行する。

4 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

5 この改正規程は、平成29年3月1日から施行する。

6 この改正規定は、平成29年7月1日から施行する。

7 この改定規定は、令和6年3月1日から施行する。